

久喜市会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則  
久喜市会計年度任用職員の報酬等に関する規則（令和元年久喜市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項第1号中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

第10条の見出し中「在職期間」の次に「及び勤勉手当の勤務期間」を加え、同条第1項及び第2項中「期末手当に係る在職期間」の次に「及び勤勉手当に係る勤務期間」を加える。

第11条（見出しを含む。）中「期末手当基礎額」の次に「及び勤勉手当基礎額」を加える。

第12条（見出しを含む。）及び第13条第3項中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

#### 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。